



DISCLOSURE 2024





令和6年8月
佐賀県信用保証協会
会長 宮崎 珠樹

はじめに

佐賀県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

また、本年7月に創立70周年を迎えることができましたのも、常日頃の皆様のお引き立てによるものと、役職員一同心から感謝申し上げます。

さて、佐賀県内の経済は、令和6年8月に発表された佐賀財務事務所の「佐賀県内経済情勢報告」によれば、「個人消費は緩やかに回復しつつあり、生産活動は持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている」とされ、総括判断としては「緩やかに回復しつつある」とされています。

ただ、県内中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、エネルギー・原材料価格の高騰や人手不足など依然として厳しいものとなっており、「ゼロゼロ融資」の返済負担や、これから始まる「金利ある世界」が、資金繰りや経営戦略に大きな影響を与えることも懸念される所です。

こうした状況を踏まえ、当協会では資金繰りに支障をきたしている中小企業者に対し、金融機関をはじめとする関係機関と連携して、「伴走支援型特別保証」での借換えによる資金繰り支援のほか、返済緩和などの経営改善や再生支援を行ってまいりました。

また、引き続き事業承継を後押しするため、「事業承継特別保証」や「事業承継資金」での対応、経営者保証を不要とする保証の推進など、関係機関との連携をさらに強化し、積極的に取り組みました。

さらに令和6年3月からは、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け、「事業者選択型経営者保証非提供（横断的制度）」及び「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度（国庫補助制度）」の取扱いを開始いたしました。

今後とも社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応しながら、中小企業者の資金繰り支援、経営支援にしっかり取り組んでまいります。

本誌「DISCLOSURE 2024」は、当協会の業務概要や信用保証の仕組み等の説明をはじめ、令和5年度の事業活動及び今年度の経営計画などについて、ご報告をするものであります。

当協会の理解を深めていただく一助となれば幸いに存じます。

Contents

はじめに

基本理念・基本姿勢・行動指針	3
----------------	---

佐賀県信用保証協会の概要

• プロフィール・沿革	3
-------------	---

コンプライアンス

• コンプライアンス態勢	4
• 個人情報保護への取り組み	5

信用保証のしくみ

• 信用保証協会の役割	7
• 信用補完制度（信用保証制度・信用保険制度）について	8
• 信用保証業務の流れ	10

当協会の業務について

• ご利用にあたって（保証をご利用いただける方・保証の内容）	11
• 責任共有制度について	12
• 信用保証料について	13

令和5年度の主な取組み

令和6年度経営計画	20
-----------	----

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）	23
------------------------	----

令和5年度事業報告

• 貸借対照表・財産目録〔用語解説〕	25
• 収支計算書〔用語解説〕	27
• 基本財産について	29

信用保証の動向

• 保証承諾・保証債務残高・代位弁済・保証利用企業数（過去5カ年の推移）	31
• 令和5年度業務実績	33

役員構成・組織機構図

担当地区・事務所のご案内	40
--------------	----



当協会のシンボルマークは、上部の右上に伸びるラインはCredit（信用）の頭文字「C」を、だ円との組み合わせでGuarantee（保証）の「G」を、上下に向き合うラインはSagaの「S」を表すとともに「g」の字もモチーフにデザイン。だ円は企業や経営者を意味し、公共的な信用保証融資による未来への発展や繁栄のバックアップをイメージしています。また「S」を表す結び合うラインは中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」としての公的な保証人という協会の役割もシンボライズしています。

基本理念

私たち佐賀県信用保証協会は、中小企業の多様なニーズに的確に対応できる良きパートナーとなり、『信用保証』を通じて中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本姿勢

基本理念を実現するため、当協会の目指すべき姿を簡潔に示しました。

1. 的確かつ迅速な「信用保証」を提供できる協会
2. 多様化する中小企業のニーズに的確に対応できる協会
3. 中小企業のパートナーとして信頼される協会
4. 安定した経営基盤を確立し、将来にわたって地域経済の発展に貢献できる協会

行動指針

基本理念・基本姿勢を実現するための具体的な行動指針を示しました。

1. 親切・丁寧な対応を心掛け、企業実態に即した適正保証の推進に努める。
2. 社会規範を遵守し、責任をもって行動する。
3. 役職員は自己啓発に努め、資質向上を目指す。
4. 多様なニーズに対応するため、創意工夫に努める。
5. 関係機関との連携を図り、中小企業の利便性の向上に努める。
6. 経営資源の有効活用により、効率的・合理的な業務運営を目指す。

プロフィール

(令和6年4月1日現在)

根拠法律	信用保証協会法
設立	昭和29年6月28日
事業開始	昭和29年7月1日
基本財産 (資本金に相当)	129億3,007万円 内訳 基金 43億4,332万円 基金準備金 85億8,676万円
事業所	本所、唐津連絡所
機構	3部7課制
役員	4名(常勤理事3名、常勤監事1名)
職員	35名



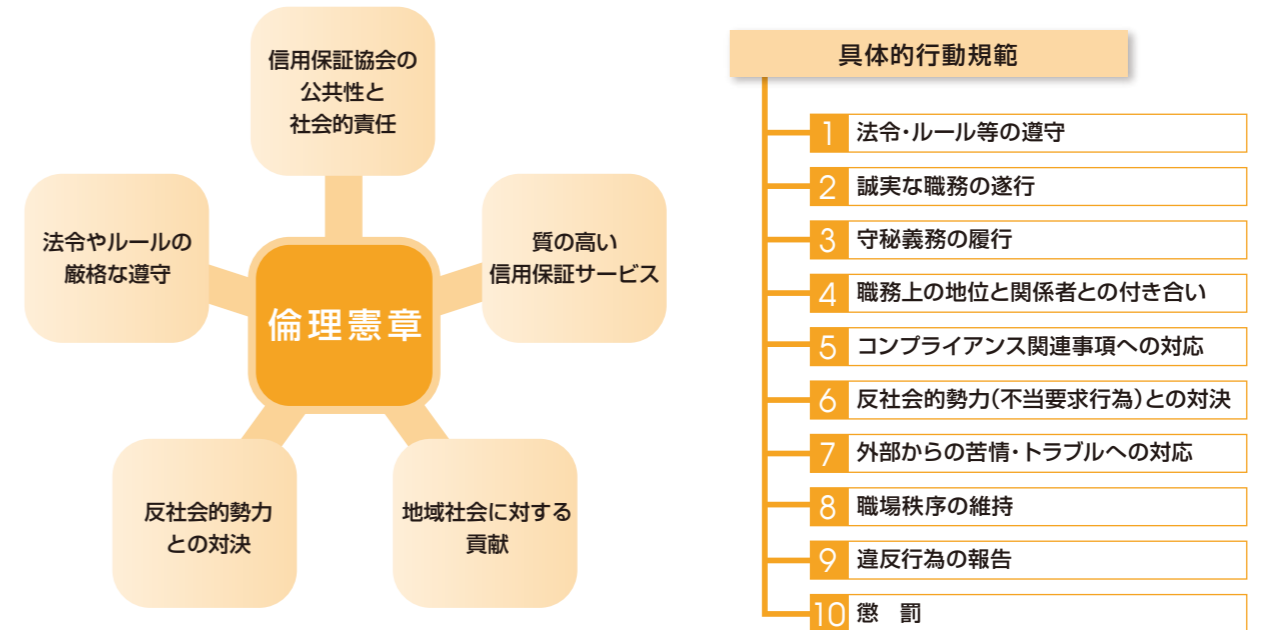
事務所の建物外観

昭和29年 6月28日	佐賀県信用保証協会 設立認可
昭和29年 7月 1日	佐賀県信用保証協会 設立登記
昭和29年 7月 1日	事務所を佐賀市蓮池町74(現柳町2-9)佐賀商工会議所(旧佐賀県労働会館)内に設置し、事業開始
昭和29年11月 1日	佐賀商工会館建設のため佐賀市蓮池町48(現柳町)大間商店内の仮事務所に移転
昭和29年12月13日	佐賀商工会館竣工により、佐賀市松原町73(現松原1-2-35)の同会館2階に移転
昭和31年 4月30日	佐賀市呉服町11(現呉服元町8-1)佐賀銀行旧呉服町支店内に移転
昭和34年 8月 3日	佐賀市松原町73、佐賀商工会館2階に移転
昭和35年 5月18日	唐津市大名小路1-54、唐津商工会議所内に唐津連絡所開設
昭和47年 7月10日	佐賀商工会館2階西側から同2階東側に移転
平成元年 3月 4日	事務所拡張のため同会館2階から4階に移転
平成15年 4月28日	管理部を同会館4階から5階に移転
平成26年 3月24日	佐賀市白山二丁目1-12、佐賀商ビル2・3階に移転

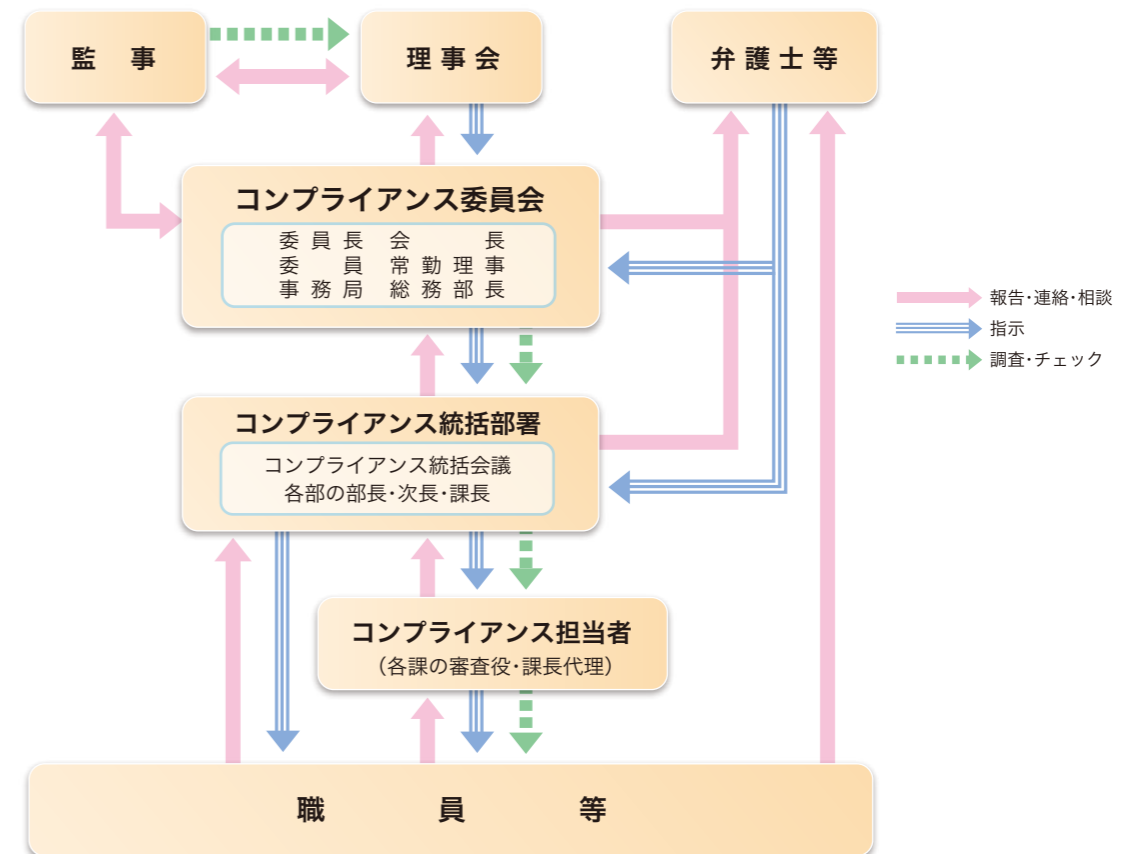
コンプライアンス

当協会は、公共的使命と社会的責任を十分認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでおります。

また、これを実践していくために、『コンプライアンスマニュアル』を策定し、以下のように『信用保証協会倫理憲章』を基本方針として、『具体的行動規範』に基づき、誠実かつ公正な業務の遂行を心がけています。



コンプライアンス組織体制図



個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報の適正な取り扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また個人情報保護に関する法律(以下「個人情報保護法」)に定められている公表事項等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

個人情報保護宣言

佐賀県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

○当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

○お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的・安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

○当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口(または郵送)に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口(または郵送)に持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送の場合は実費相当額をご負担いただけます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6.7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情について

○当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

○当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

〒840-8689
佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル2階
佐賀県信用保証協会 企画総務部企画総務課
0952-24-4340



信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、『公的な保証人』となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく認可法人です。

- **根拠法律** 信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
- **関係法律** 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)
- **目的** 中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。(定款第1条)

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、公的機関として企業の将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、『信用保証』を通じて、金融の円滑化に務めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献しています。

『信用保証協会事業の基本理念』

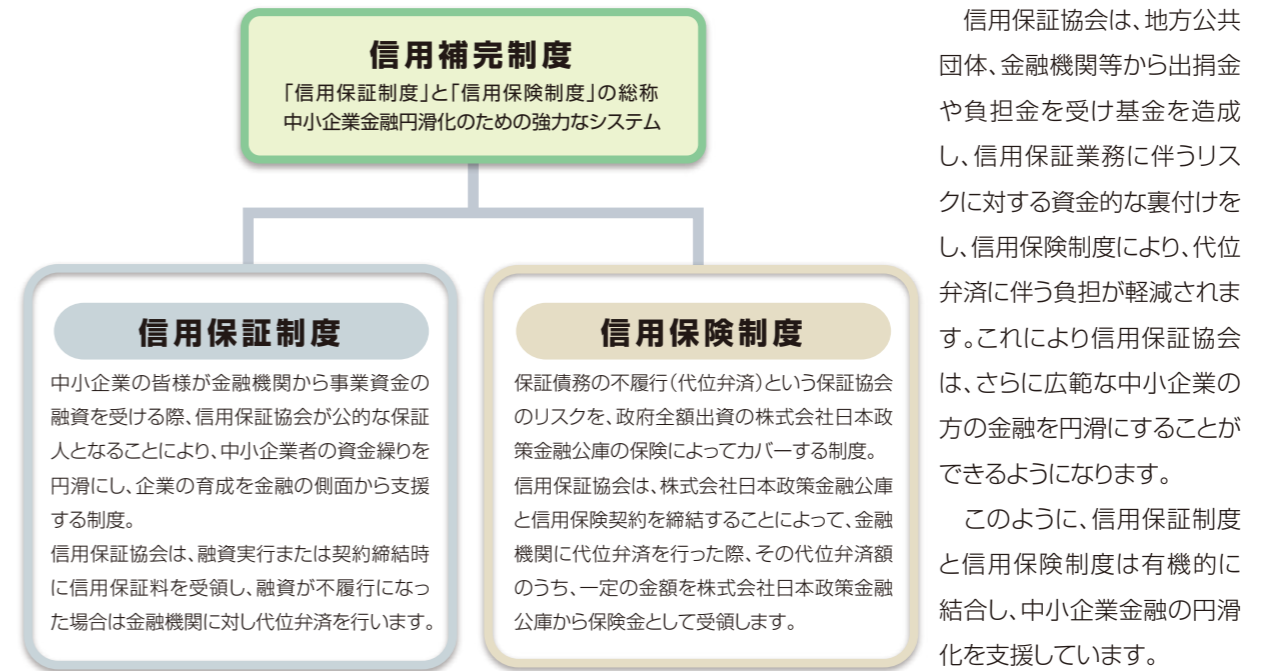
- **業務**
 - 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。
 - 中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
 - 中小企業者の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
 - 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
 - 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
 - 金融機関と連携して中小企業の経営の改善発達を図るため、金融機関における、個々の中小企業者に対する
 - 既往の信用保証の付かない融資(以下「プロパー融資」という。)等の与信取引の状況やその推移
 - 業況や事業性の把握状況
 - 今後のプロパー融資の実施方針を含めた支援の方向性に着眼して柔軟に保証付き融資とプロパー融資のリスク分担を行う。
 - 信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第20条第1項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援に関する事項で金融機関による支援効果が十分に発揮されない事由がある場合には、協会が必要に応じて期中管理及び専門家の紹介・派遣や助言等を含めた経営支援に努める。
 - 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

2 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月12日から次の業務を行っています。

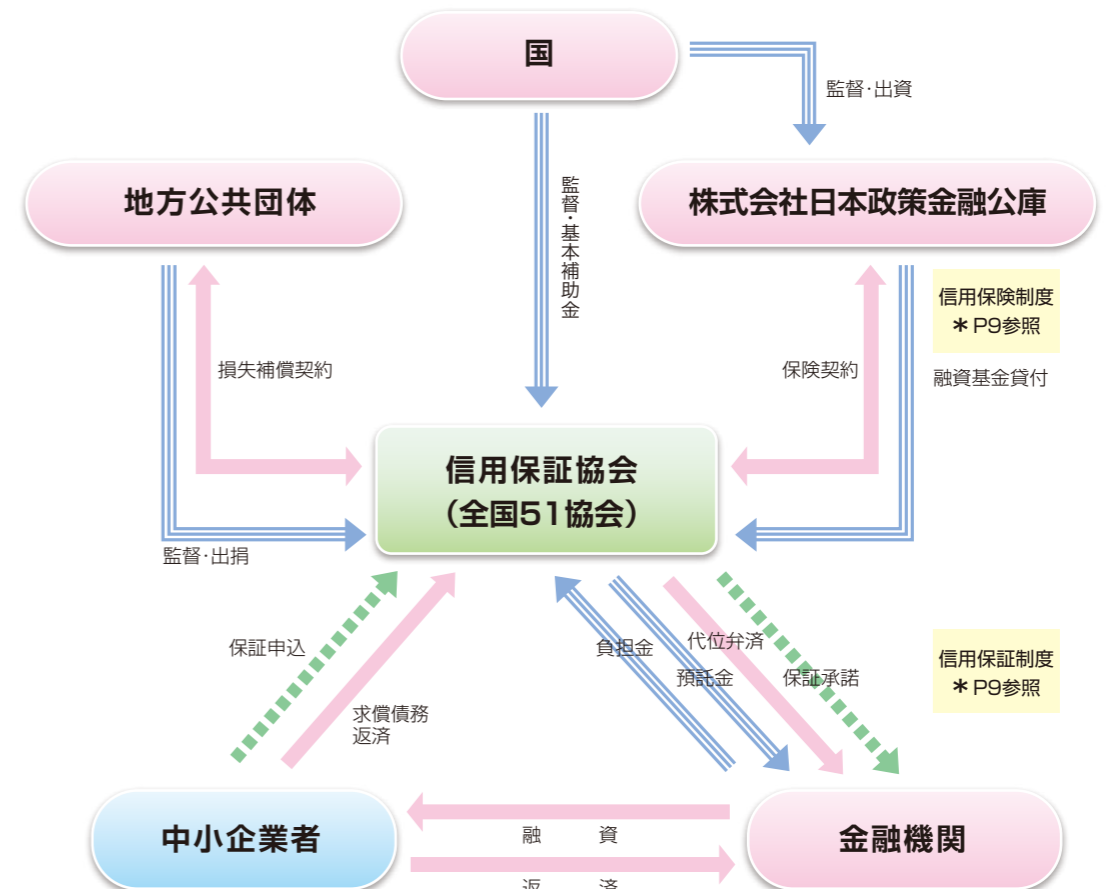
- **新株予約権引受業務**
中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。
- **債権譲受業務**
信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に関する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。
- **ファンド出資業務**
各地域に根ざし公的性質を有する信用保証協会の取組として、地域のファンドへの出資を通じて中小企業者を支援することで、地方創生に貢献することを目的とする。

信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



信用補完制度の概略図



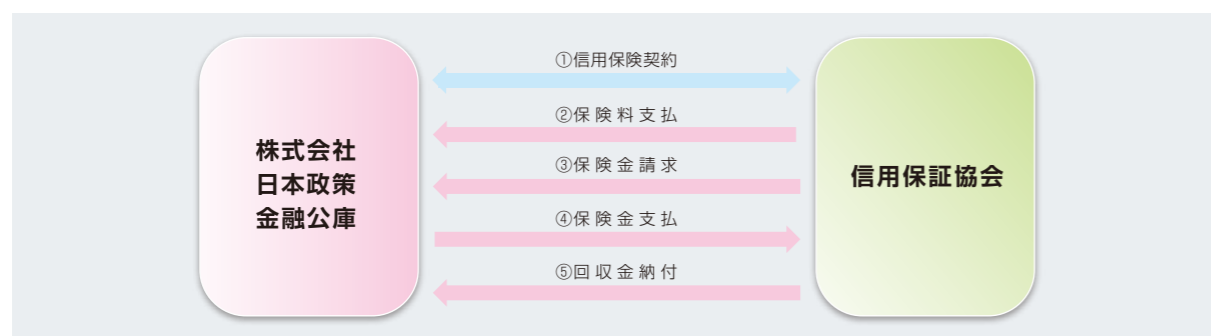
信用保証制度のしくみ



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の三者です。

- ①中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込み(②)をします。
(県・市町制度資金の一部は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。)
- ②保証協会は、申込みのあった中小企業者について信用調査をします。
- ③保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ⑤中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑥中小企業者が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、その額について金融機関は保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧代位弁済により協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となります。
- ⑨中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。
(P10「信用保証業務の流れ」も参照下さい。)

信用保険制度のしくみ



信用保険制度の当事者は、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保証協会(以下、「保証協会」という。)の二者です。

- ①日本公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②保証協会は日本公庫に保険料を支払います。
- ③保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%~90%を保険金として保証協会に支払います。
- ⑤保証協会は代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

信用保証業務の流れ



ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

1 企業規模

中小企業信用保険法に定める中小企業者が対象で、個人の場合は従業員数が、会社の場合は資本金または常時使用する従業員のいずれかが該当していることが必要です。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は常時使用する従業員の数下記に該当すれば規模要件を満たすこととなります。特定事業を行うNPO法人は原則として対象となりますが、個別法により中小企業者と「みなされた」NPO法人は一部の保証制度のみ対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数	
製造業等(運輸業、建設業を含む)	3億円以下	300人以下	※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。 ※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。 ※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。 ※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。
卸 売 業	1億円以下	100人以下	
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下	
政令特例業種	資 本 金	常時使用する従業員数	
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下	
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下	

2 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

3 所在地・業歴

営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

- ①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの
(住居とは、現に居住していることが必要となります。)
- ②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの
(法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。)

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

保証の内容

1 保証限度額

個人・会社 医療法人	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額2,000万円含まれますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数、居住要件、納税要件等)

2 保証期間

一 般 保 証	運転資金10年以内、設備資金15年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金使途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資等	それぞれの制度の定めによります。

3 資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

4 連帯保証人

- ①個人……原則として不要です。
- ②法人……必要となる場合があります。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。

5 担 保

必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

信用保証協会と金融機関が責任の共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資及びその後における経営支援や再生支援など、より一層適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日から責任共有制度が導入されました。

責任共有制度の概要

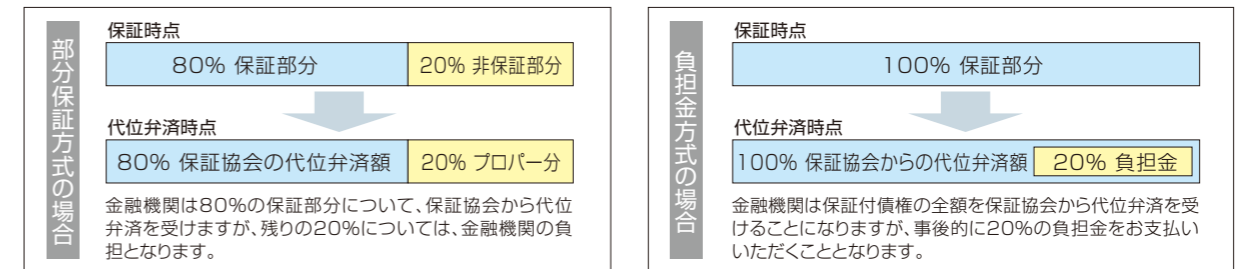
責任共有制度とは、従来、原則100%保証(全額保証)であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて、次のいずれかの方式を選択していただいております。この方式のどちらを採用しているかによって、ご利用になる際の信用保証料、保証金額への影響はございません。

- ①部分保証方式……融資金額の80%を保証協会が保証する方式
- ②負担金方式……融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績<代位弁済等実績率>に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となり、同等です。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度(流動資産担保融資保証、特定社債保証等)は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

【責任共有制度のイメージ図】



責任共有制度の対象となる保証制度

原則としてすべての保証制度が、責任共有制度の対象となりますが、以下に掲げる保証制度については、責任共有対象外制度として100%保証を継続します。

- 対象外の保証制度
- ①経営安定関連(セーフティネット)1~4号、6号
 - ②危機関連保証
 - ③災害関係保証
 - ④創業関連保証(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保証
 - ⑤特別小口保険に係る保証
 - ⑥事業再生保証
 - ⑦小口零細企業保証(※詳細は下記を参照ください。)
 - ⑧求償権消滅保証
 - ⑨中堅企業特別保証
 - ⑩東日本大震災復興緊急保証
 - ⑪経営力強化保証(責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る)
 - ⑫事業再生計画実施関連保証(責任共有制度の対象外となる保証の同額以内の借換に限る)

※小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も小額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下 (卸・小売・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方
融資限度額	2,000万円(既保証残高を含む)
保証期間	10年以内(据置1年以内)

信用保証料について

協会保証によって融資を受けた中小企業の皆さまには、信用保証協会との信用保証委託契約に基づき、協会保証をご利用いただいた対価として信用保証料をお支払いいただきます。この信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補填・経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1 責任共有制度導入後の信用保証料率

平成19年10月の責任共有制度の導入に伴い、対象となる保証制度の保証料率も引き下げられました。また、従来の「保証金額に対する率」から「貸付金額に対する率」へ変更しました。これにより、利用する金融機関が「部分保証方式」「負担金方式」のいずれの場合でも、同じ保証料率が適用されることとなります。

●責任共有対象の区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
導入前	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
導入後	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

2 保証料率の弾力化

従来原則一律であった保証料率が、平成18年4月から中小企業者の経営状況を踏まえた9区分の保証料体系となりました。これを保証料の弾力化といえます。

利用する保証制度や金額によって適用される保証区分が、お客様の財務内容(直近2期分の決算報告書・確定申告書)により料率区分が決定します。

3 中小企業信用リスク情報データベース

当協会では、保証料率の区分を決定する際、お客様の財務内容を中小企業信用リスク情報データベース(以下「CRD」と言います)により評価しています。

CRDとは、平成13年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。

4 割引制度(定性評価)

- 保証料率の割引制度として、「会計参与設置会社に対する割引」と「有担保割引」があります。
- 会計参与を設置している旨の登記を行った事項を確認できる会社について、0.1%の割引を行います。
 - 物的担保の提供をいただいた場合には、0.1%の割引が適用される保証もあります。

5 料率が一律の保証制度

セーフティネット保証や流動資産担保融資保証などの特別な保証制度は、政策的に配慮された一律の保証料率が適用されます。

※セーフティネット保証等は、政策的に配慮された一律の保証料率で、料率も低く設定されていますが、経営状態が良好な中小企業者の場合、一般保証を利用した方が保証料率が低くなる場合もあります。ご利用に際しては、信用保証料のメリット等を考慮のうえ、いずれかを選択いただけます。個別のケースにつきましては、お問い合わせください。

6 信用保証料の支払い等

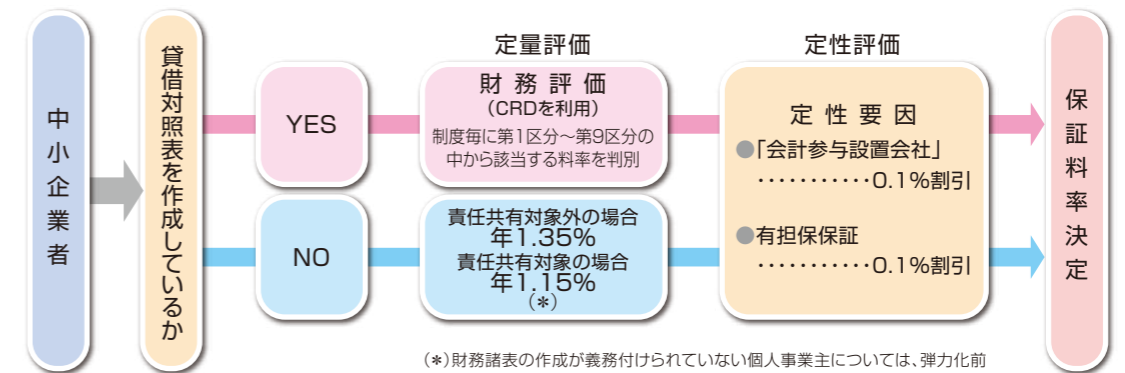
信用保証料は、融資実行と同時に(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。その金額は、「信用保証決定のお知らせ(お客様用)」に記載されています。

- 分割納入について
保証料は原則として一括払いですが、条件によっては、お申し出により分割払いも可能です。

7 信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲で(計算額が1,000円を超えるもの)返戻しています。

信用保証料率決定のプロセス



(*)財務諸表の作成が義務付けられていない個人事業主については、弾力化前の水準が据え置かれていますが、一定の周知期間経過後に見直しを検討される予定となっており、今後変更される可能性があります。

■主な信用保証料率

	制度名	料率区分(注1)、(注3)									
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
協	普通保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	根保証(手形割引)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
	カードローン根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
会	特別小口保証	0.95									
	流動資産担保融資(ABL)保証	0.68									
	中小企業特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
制	借換保証(注2)	一般保証対応	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
		経営安定関連対応	0.95								
	小口零細企業保証	一般保証対応	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
経営安定関連対応		0.95									
度	がんばる企業支援資金5000	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	経営安定関連保証	1～4号、6号	0.95								
		5号、7号、8号	0.80								
県制度	県制度全般	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
市町	市町制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	

(注1) 財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を決定。これに定性情報を加味して料率を決定します。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定します。

- ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

(注2) 借換保証は、利用する各制度に定める料率によります。

(注3) 法人が「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合、所定の信用保証料率に0.25%または0.45%上乗せとなります。

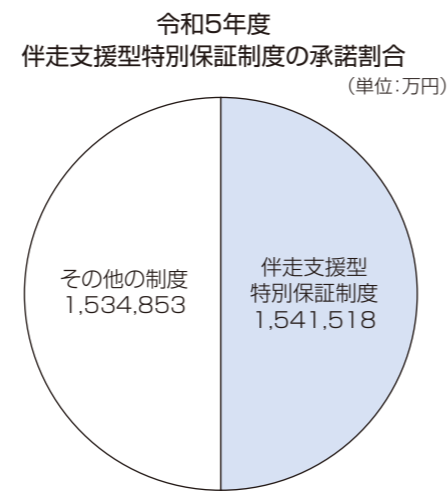
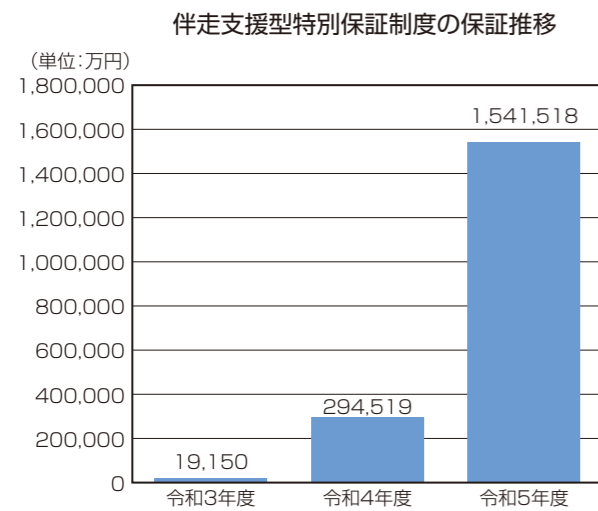
令和5年度の主な取組み

コロナ資金終了後の資金繰り支援

コロナ禍の長期化に加え、物価高や人件費高騰等の影響で厳しい経営環境が続くなか、「伴走支援特別保証制度」などを活用し資金繰り支援に努めました。

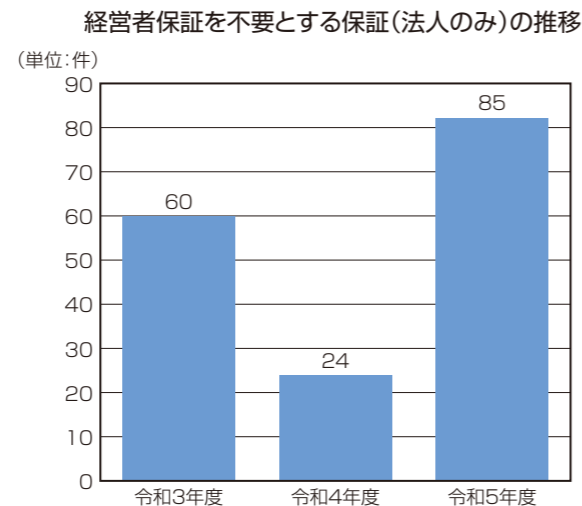
伴走支援型特別保証制度の保証状況

保証状況 (3月末)	保証承諾					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
伴走支援型特別保証制度	12	1億9,150万円	122	29億4,519万円	680	154億1,518万円



経営者保証を不要とする保証(法人のみ)の利用状況

利用状況	保証承諾					
	令和3年度件数		令和4年度件数		令和5年度件数	
	前年同比		前年同比		前年同比	
経営者保証を不要とする保証	60	7.9%	24	40.0%	85	354.2%



期中支援(経営改善支援)、再生支援の取組み

当協会において経営改善が必要と判断した中小企業「経営改善候補先企業」に対して、「専門家派遣事業」を紹介し、経営改善計画の策定支援等に取り組みました。

期中支援(経営改善支援)及び再生支援の強化

●専門家派遣事業

経営改善候補先企業	経営改善計画策定支援先
158社	31社

●経営支援サポーター事業

「経営改善候補先企業」に対し、企業に訪問し伴走支援を行うことを目的とする「経営支援サポーター」について、令和5年度は、サポーターを2名体制(1名増員)とし、取組を強化しました。

経営支援サポーター対象企業	うち、経営改善計画策定事業申込み	9社
113社	うち、その他伴走支援継続中	63社

○国が策定した「中小企業活性化パッケージNEXT」の実行を加速させるために、以下のことに取り組みました。

支援内容	支援対象企業数
収益力改善支援	16社
支援内容	支援対象企業数
事業再生支援	4社 (うち抜本的な金融支援2社)
支援内容	支援対象企業数
405事業に対する補助事業支援	23社

事業承継支援の強化

●事業承継・引継ぎ支援センターとの連携した取組み

取組内容	取組実績
事業承継支援(専門家派遣事業利用先)	令和5年度12回開催し、事業承継特別保証制度の利用見込み先や今後の取組み方針等の情報共有を行った。

●事業承継保証の保証状況

利用状況	保証承諾	
	件数	金額
事業承継特別保証制度	4社	19,800万円
その他、事業承継(M&Aなど)にかかる資金	4社	4,700万円

事業承継にかかる取組み

「事業承継特別保証制度」、「事業承継資金」の推進

事業承継の準備をしている中小企業に対して円滑な事業承継を後押しすることを目的とした「事業承継特別保証制度」及び、第三者承継先(M&A)に対する「事業承継資金」を推進するため、次のことに取り組みました。

- ・事業承継・引継ぎ支援センターと取組方針を共有
- ・金融機関と事業承継の取組状況などの情報交換
- ・M&Aを予定している買手側企業に対し、引継ぎ後の相乗効果を含む事業計画の策定支援 など



佐賀県事業承継・引継ぎ支援ネットワーク

親族内承継、社員承継及び第三者承継(M&A)まで、あらゆる事業承継の相談や金融支援に対応するため佐賀県事業承継・引継ぎ支援ネットワークに参加し、ネットワーク会員と連携しながら取り組んでいます。

中小企業支援ネットワーク

さがん中小企業支援ネットワーク会議

中小企業・小規模事業者の経営支援や再生支援に関して、関係機関の目線の統一を図るために、最新の経営支援施策などを共有しています。県内に本店を置く金融機関や政府系金融機関、商工団体、専門家(各種士業団体)で構成され、当協会が事務局を務めています。

令和5年度の会議では、「中小企業活性化協議会の支援事業と支援機関に期待される役割について」をテーマに講演があり、また中小企業活性化協議会の支援事業に関するネットワーク参加機関の取組み状況について意見交換を行いました。



経営サポート会議

専門家派遣事業などによって経営改善計画の策定支援を受けた先から、計画内容の説明を受ける他に、計画に対する事業実績の報告及び取引金融機関のフォローアップなど個別企業の支援に活用しました。



保証利用の維持・拡大への取組みの強化

商工団体との金融懇談会等

下記11団体の金融懇談会に出席し、各地区の現況把握に努め金融機関および商工団体との連携を強化しました。

- ・商工団体(11団体)・・・伊万里商工会議所、有田商工会議所、小城商工会議所、多久市商工会、武雄市商工会、神埼市商工会、白石町商工会、みやき町商工会、上峰町商工会、唐津上場商工会、唐津東商工会

金融機関優良店舗表彰

保証協会主催の金融懇談会で優良店舗表彰の感謝状贈呈をいたしました。協会での大イベントとなり、県内に店舗を置く金融機関のみならずにも出席していただきました。他金融機関との交流ができ良かったとの好評を得ました。

広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に『信用保証』についてより一層理解を深めていただくよう、様々な広報活動をおこなっています。

ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に保証協会について知っていただくために、ホームページを開設しております。協会の概要や保証制度の紹介、協会からのお知らせを随時掲載しています。なお、より多くの方々にご覧いただけるよう、佐賀電子書籍ポータルサイト「saga ebooks」へ、Monthly Report(保証月報)、各種制度のパンフレット等も掲載いたしております。

ホームページアドレス
<https://www.saga-cgc.or.jp>

サガイーブックス
<https://www.saga-ebooks.jp>



Monthly Reportの発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を作成しています。2024年度から、ペーパーレス化に取り組み、デジタルのみでの発行になりました。引き続きホームページ、saga ebooks(佐賀電子書籍ポータルサイト)へ掲載してまいります。LINEでの配信も行いますのでご覧ください。

本年度の表紙には佐賀大学の学生が作成した美術品の画像を掲載しております。



リーフレットの作成



昨年に引き続き、県内に本店を有する金融機関のご協力により、営業店の窓口を設置されているデジタルサイネージに保証制度の案内を掲載しております。
今後も中小企業者にメリットのある保証制度を掲載していきます。



LINE配信

当協会では令和3年7月にLINE公式アカウントを開設し、中小企業者の皆さま、金融機関・商工団体の皆さまに、保証制度や経営支援に関することなど、役立つ情報を配信しております。是非、下記登録方法からご登録ください。

【友だち登録方法】

1. LINEの友だち追加から ID検索 して登録

ID: @saga-cgc

2. LINEの友だち追加から二次元コード(QRコード)を読み取って登録



経営の透明性向上に向けた取組みとして「年度経営計画」を策定しましたので、公表いたします。

令和6年度経営計画

1. 業務環境

1 佐賀県の景気動向

個人消費が緩やかに回復しつつあり、生産活動も持ち直しつつあるなど、県内の景気は緩やかに回復しています。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるが、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

2 中小企業を取り巻く環境

県内中小企業の景況感は回復傾向にあるものの、円安に伴うエネルギー・原材料価格の高騰や人手不足など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、県内の倒産状況については、低水準ながらも件数は増加傾向にあり、今後も業績回復の遅れなどによる倒産の増加が懸念されます。

2. 業務運営方針

1 保証部門

- ・ 経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援として、引き続き、資金繰り安定のための借換え資金や返済緩和の条件変更申出に柔軟に対応していきます。また、金融機関、商工団体等と情報共有を図り、連携を強化していきます。
- ・ デジタル技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、商品・サービスの高付加価値化、スタートアップの育成など、中小企業の新たなチャレンジについても積極的に対応していきます。

2 経営支援部門

- ・ 経営支援サポーターによる企業訪問や専門家派遣事業などによる経営改善計画の策定支援を推進していきます。
- ・ 長期にわたる返済猶予先などに対し、メイン金融機関や中小企業活性化協議会と連携しながら、事業再生支援や再チャレンジ支援を推進していきます。
- ・ 事業承継に取り組んでいる先に対し、事業承継の後押しとなるよう類型に見合った保証制度の利用促進を図っていきます。
- ・ 当協会が取り組む経営支援の効果を測定し、かつ検証しながら経営支援の質の向上に努めていきます。

3 回収部門

- ・ 代位弁済時の初動の徹底により、回収方針を早期に策定します。
- ・ 顧客の実態把握による回収の可能性を見極め、回収の最大化を図るとともに、管理事務停止や求償権整理の推進に努め事務の効率化を図ります。
- ・ 事業継続先には、中小企業活性化協議会の協力を得て再生支援の目線で対応します。

4 その他間接部門

- ・ 公共性と社会的責任の重みを常に認識し、引き続き内部管理体制の強化に取り組みます。
- ・ 多様化・複雑化する課題に的確に対応できるよう、人材の確保・育成及び組織構築取り組みます。
- ・ 保証業務の電子化を引き続き推進しつつ、デジタル技術の活用による事務の効率化に取り組みます。
- ・ パブリシティの強化をはじめ、中小企業や関係機関、学生など広くにも興味を持ってもらえるような広報活動に取り組む。

3. 主な重点課題

1 経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援

中小企業の実情に応じ、借換え資金等を積極的に活用し資金繰り安定を図るとともに、返済緩和の条件変更申出にも柔軟に対応します。

2 高付加価値を生み出すチャレンジの支援

- ・ 金融機関との提携保証を推進し、生産性向上等に繋がる資金(増加運転資金や設備投資資金など)に積極的に取り組みます。
- ・ スタートアップ創出や企業の事業展開等の促進を図ります。
- ・ 経営者保証を不要とする保証(事業者が経営者保証非提供を選択できる全国統一制度やプロパー融資借換特別保証制度など)の浸透を図っていきます。

3 金融機関、商工団体等との連携

上記課題(1)、(2)の取組みを推進するため、金融機関、商工団体や関係機関等と勉強会や懇談会等を通し情報共有を図るなど連携を強化します。

4 効果的な経営改善・事業再生の支援

- ・ 経営支援サポーターが企業訪問するなど伴走支援に取り組むほか、専門家派遣事業や405 事業による経営改善計画の策定支援を推進します。
- ・ 長期にわたる返済猶予先などに対し、メイン金融機関や中小企業活性化協議会と連携しながら、事業再生支援に積極的かつ柔軟に取り組めます。

5 企業の実情に応じた事業承継の支援

- ・ 事業承継・引継ぎ支援センターとの定例会議や金融機関への保証制度の推進など情報の共有を図ります。
- ・ 親族内や従業員承継予定先には事業承継特別保証制度、第三者承継(M&A)予定先には県制度金融の事業承継資金など事業承継にかかる保証制度の利用促進を図ります。

6 経営支援の効果測定のための指標の確立

経営支援効果測定のため以下の項目を指標とし、実施結果の検証を行い、経営支援の質の向上に継続的に努めていきます。

- ・ 定量的な効果測定指標 … ローカルベンチマークの指標及びCRDの財務点数の活用など
- ・ 定性的な効果測定指標 … 専門家派遣事業利用先へのアンケートの実施

7 代位弁済後の初動の徹底

- ・ 新規求償権は、期中管理段階からの調査、金融機関の管理情報を活用して回収方針を決定し、代位弁済後の早期回収に努めます。

8 回収可能性の早期見極め

- ・ 顧客の実態把握に努めたうえで、回収の可能性の見極めを行い、早期解決に繋がります。
- ・ 回収見込みがない先は速やかに管理事務停止及び求償権整理までを行い、回収可能性がある先に注力します。

9 再生支援目線を取り入れた対応

- ・ 中小企業活性化協議会と連携しながら、事業継続先の経営改善支援や事業再生支援に向けた支援に取り組めます。
- ・ 「経営者保証ガイドライン」に基づく再チャレンジ支援の要請に対しても柔軟に対応します。

10 コンプライアンス態勢の充実

コンプライアンス・プログラム及び反社会的勢力等の排除に向けた取組みを継続して実施し、不正利用等の防止を徹底します。

11 人材の確保・育成、魅力ある職場づくり

丁寧な情報発信やタイムリーな採用活動などにより新卒採用及びキャリア採用を行うとともに職員のスキル向上や自己啓発支援、やりがいを感じられる働きやすい職場づくりに取り組みます。

12 デジタル化の推進

信用保証業務の電子化の導入に引き続き取り組むとともに、デジタルツールの活用により効率化を図ります。

13 広報活動の充実

ホームページやLINE などの掲載内容のリニューアルや当協会を紹介する動画、イメージキャラクターの積極的活用などを行い、協会のプレゼンス向上を図ります。

4. 保証承諾等の見通し

令和6年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	340億円	200.0%
保証債務残高	1,339億円	85.0%
代位弁済	18億円	100.0%
回収	4.2億円	73.7%

経営の透明性向上に向けた取組みとして「第7次中期事業計画」を策定しましたので、公表いたします。

第7次中期事業計画（令和6年度～8年度）

佐賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の育成と地域経済の発展に貢献します。

令和6年度から8年度までの3か年の中期事業計画における業務運営の基本方針として、以下に掲げる事項に取り組んで参ります。

1 経営環境の変化を踏まえた資金繰り支援及び金融機関、商工団体等との連携による保証利用促進

<主な取組>

- 資金繰り安定のための支援
 - 借換え保証の提案、柔軟な条件変更対応 など
- 金融機関、商工団体等との連携による保証利用促進
 - 提携保証の推進、定例相談会、情報収集、提供による連携強化 など

2 企業の実情に応じた事業承継の支援

<主な取組>

- 事業承継・引継ぎ支援センターや金融機関との連携
 - 事業承継・引継ぎ支援センターとの定例会議による情報交換
 - 金融機関への保証制度の推進や候補先企業の案内
- 事業承継にかかる保証制度の利用促進
 - 親族内や従業員承継予定先には事業承継特別保証制度
 - 第三者承継(M&A)予定先には県制度金融の事業承継資金 など

3 高付加価値を生み出すチャレンジの支援

<主な取組>

- スタートアップ育成支援
 - 産業イノベーションセンターなどの関係機関との連携、保証制度PR など
- 生産性向上の支援
 - 設備投資資金の推進、新事業展開等の支援 など
- 経営者保証を不要とする保証の推進
 - 事業者が経営者保証非提供を選択できる全国統一制度やプロパー融資借換制度の浸透 など
- 再チャレンジ支援
 - 経営者保証ガイドラインを踏まえた中小企業活性化協議会や弁護士会との連携

4 効果的な経営改善・事業再生の支援

<主な取組>

- 経営改善の必要性に対する認識の促進
 - 経営支援サポーター派遣制度による伴走支援
- 経営改善計画策定支援の促進
 - 専門家派遣事業の実施、経営改善計画策定支援事業(405 事業)の活用
 - 経営改善サポート会議の活用による経営改善計画に対する目線合わせ

- 抜本的支援による事業再生支援の強化
 - 再生支援候補先や求償権消滅保証候補先への金融機関と協働したアプローチ
 - 中小企業活性化協議会等専門機関との連携
- 経営支援の効果検証
 - 指標、目標値と取組実績の比較検証に基づくPDCA サイクルの取組み

5 効率的な求償権管理・回収

<主な取組>

- 代位弁済後の初動の徹底
 - 期中段階の調査、金融機関報告内容をもとにした回収方針の早期策定
- 回収可能性の早期見極め
 - 顧客の現況確認、実態把握の実施、早期解決の交渉、管理事務停止、求償権整理 など
- 再生支援目線を取り入れた対応
 - 求償権消滅保証、経営者保証ガイドライン活用、保証債務免除 など

6 機動的かつ安定的な組織運営

<主な取組>

- コンプライアンス・ガバナンスの徹底
 - コンプライアンス・プログラムの実践、反社会的勢力等の不正利用や詐欺的行為の未然防止 など
- 人材の確保・育成、魅力ある職場づくり
 - 新卒採用の強化、キャリア採用、資格取得奨励による自己啓発の促進、働きがいのある職場環境づくり など
- デジタル化
 - 保証業務の電子化推進、デジタル技術の活用による業務の効率化 など
- 広報の充実
 - パブリシティの強化、ホームページやLINEなど内容の充実、イメージキャラクターの活用、動画配信の検討 など

【保証承諾等の見通し】

令和6年度から8年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は以下のとおりです。

(単位:億円)

	6年度			7年度		8年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	340	200.0%	117.2%	300	88.2%	300	100.0%
保証債務残高	1,339	85.0%	93.5%	1,251	93.4%	1,183	94.6%
代位弁済	18	100.0%	118.9%	18	100.0%	18	100.0%
実際回収	4.2	73.7%	94.8%	4.0	95.2%	4.0	100.0%

令和5年度事業報告

貸借対照表

借方		金額
科目		
現金	金	114,597
現	金	114,597
小	切手	0
預	け	4,378,052,595
当	座預金	0
普	通預金	860,092,313
通	知預金	0
定	期預金	3,515,000,000
郵	便貯金	2,960,282
金	銭信託	0
有	価証	14,401,917,920
国	債	0
地	方債	1,500,000,000
社	債	12,899,917,920
株	式	2,000,000
受	益証	0
そ	の他有価証	0
新	株予約権	0
再	生ファンド出資	0
動	産・不動産	588,347,099
事	業用不動産	515,758,739
事	業用動産	72,588,360
所	有動産・不動産	0
損	失補償金見返	16,167,647,154
保	証債務見返	142,717,206,225
求	償債権	343,935,451
譲	受債権	0
雑	勘定	375,411,592
仮	払金	23,993,459
保	証金	0
厚	生基金	64,945,000
連	合会勘定	225,214
未	収利息	41,623,036
未	経過保険料	244,624,883
合	計	178,972,632,633

財産目録

資産		金額
科目		
現金	金	114,597
預	け	4,378,052,595
金	銭信託	0
有	価証	14,401,917,920
そ	の他有価証	0
動	産・不動産	588,347,099
損	失補償金見返	16,167,647,154
保	証債務見返	142,717,206,225
求	償債権	343,935,451
譲	受債権	0
雑	勘定	375,411,592
合	計	178,972,632,633

(令和6年3月31日現在 単位:円)

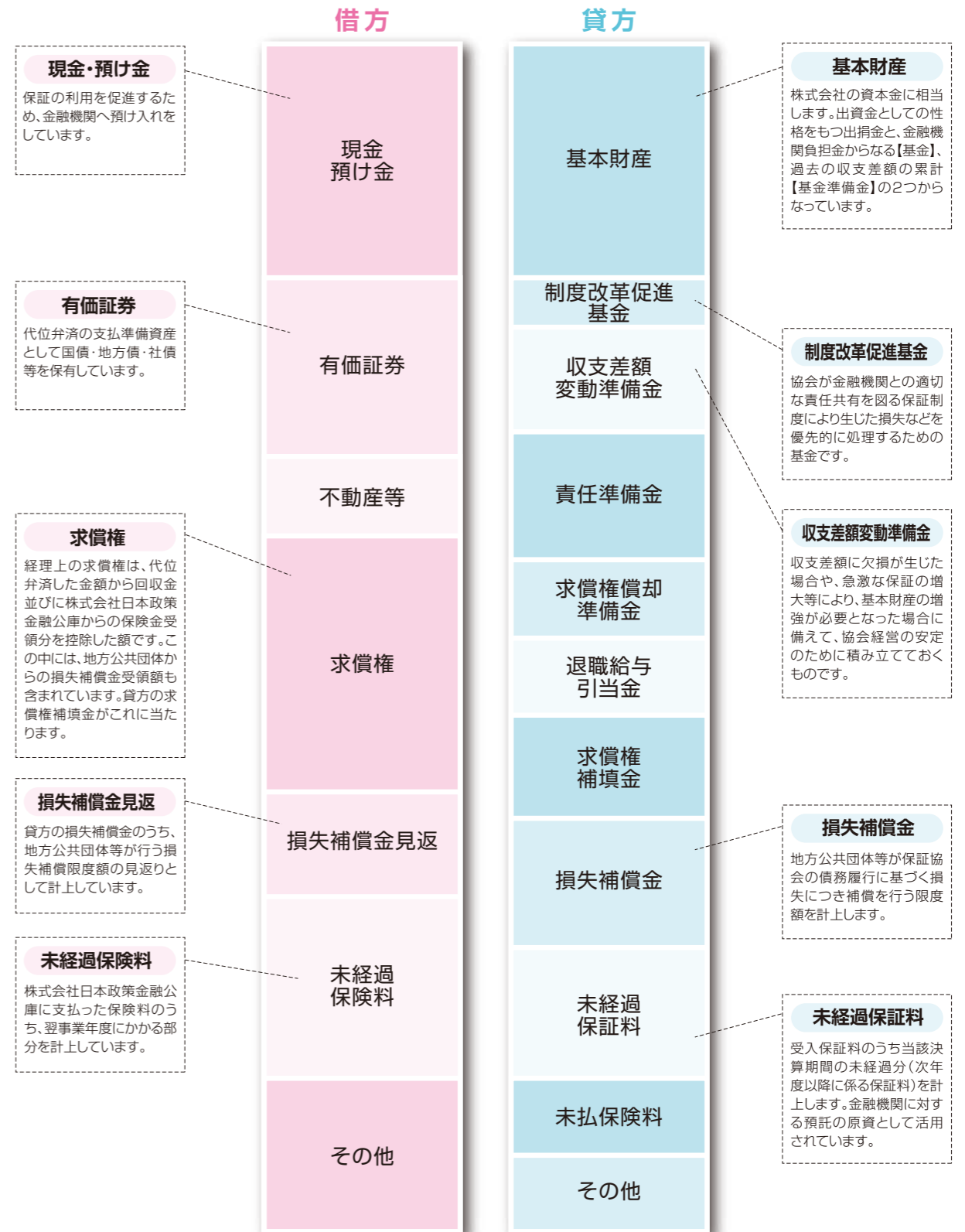
貸方		金額
科目		
基本財産		12,930,074,323
基	金	4,343,315,100
基	金準備金	8,586,759,223
制	度改革促進基金	90,710,791
収	支差額変動準備金	2,724,598,503
責	任準備金	943,877,289
求	償債償却準備金	102,682,375
退	職給与引当金	494,307,130
損	失補償金	16,167,647,154
保	証債務	142,717,206,225
求	償債補填金	0
保	険金	0
損	失補償補填金	0
借	入金	0
長	期借入金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
短	期借入金	0
(うち日本政策金融公庫分)	0
収	支差額変動準備金造成資金	0
雑	勘定	2,801,528,843
仮	受金	3,085,826
保	険納付金	38,124,772
損	失補償納付金	17,761,253
未	経過保証料	2,741,324,195
未	払保険料	364,934
未	払費用	867,863
合	計	178,972,632,633

(令和6年3月31日現在 単位:円)

負債		金額
科目		
責	任準備金	943,877,289
求	償債償却準備金	102,682,375
退	職給与引当金	494,307,130
損	失補償金	16,167,647,154
保	証債務	142,717,206,225
求	償債補填金	0
借	入金	0
雑	勘定	2,801,528,843
合	計	163,227,249,016
正	味財産	15,745,383,617

用語解説

【貸借対照表】



収支計算書

支出の部	
科目	金額
経常支出	
業務費	629,736,387
役員給与	288,540,580
退職給与引当金繰入	27,308,950
その他人件費	74,845,462
旅費	3,643,740
事務費	94,380,382
賃借料	4,031,063
動産・不動産償却	34,395,004
信用調査費	410,600
債権管理費	39,806,338
指導普及費	36,583,587
負担金	25,790,681
借入金利息	0
信用保険料	671,671,638
責任共有負担金納付金	0
雑支出	1,751,639
合計	1,303,159,664
経常収支差額	491,952,761
経常外支出	
求償権償却	1,278,540,827
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	0
退職金	184,000
責任準備金繰入	943,877,289
求償権償却準備金繰入	102,682,375
その他支出	826,893
合計	2,326,111,384
経常外収支差額	156,334,243
制度改革促進基金取崩額	34,469,694
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	682,756,698
収支差額変動準備金繰入額	341,378,000
基本財産繰入額	341,378,698

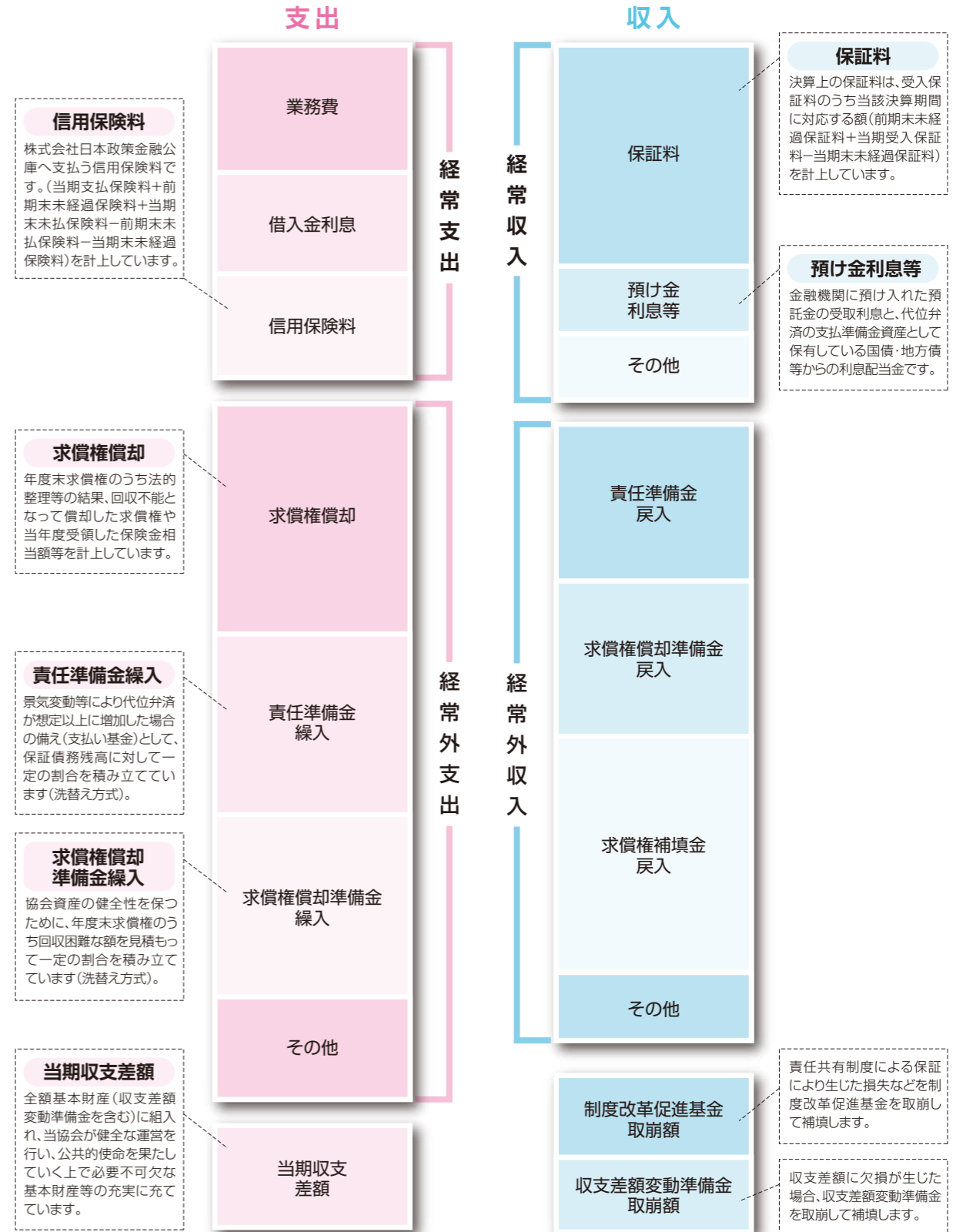
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 単位:円)

収入の部	
科目	金額
経常収入	
保証料	1,005,758,424
預け金利息	2,194,390
有価証券利息配当金	152,406,092
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	12,735,999
事務補助金	532,630,673
責任共有負担金	80,767,000
雑収入	8,619,847
合計	1,795,112,425
経常外収入	
償却求償権回収金	55,163,390
責任準備金戻入	1,121,402,558
求償権償却準備金戻入	117,963,769
求償権補填金戻入	1,187,855,911
保険金	1,066,837,052
損失補償補填金	121,018,859
補助金	0
その他収入	59,999
合計	2,482,445,627



用語解説

【収支計算書】



基本財産について

基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するものです。信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があり、このことから、佐賀県信用保証協会が引き受けできる保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の42.8倍(定款倍率といいます。)と定められています。このため、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

基本財産の構成

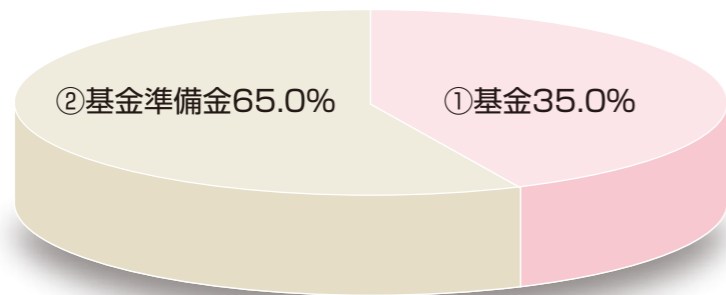
基本財産は①基金②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、県・市町村からの拠出である出捐金(しゅつえんきん)と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(令和6年3月31日現在)

基本財産129億30百万円	
①基金	43億43百万円
地方公共団体出捐金	32億円
金融機関等出捐金・負担金	11億43百万円
②基金準備金	85億87百万円

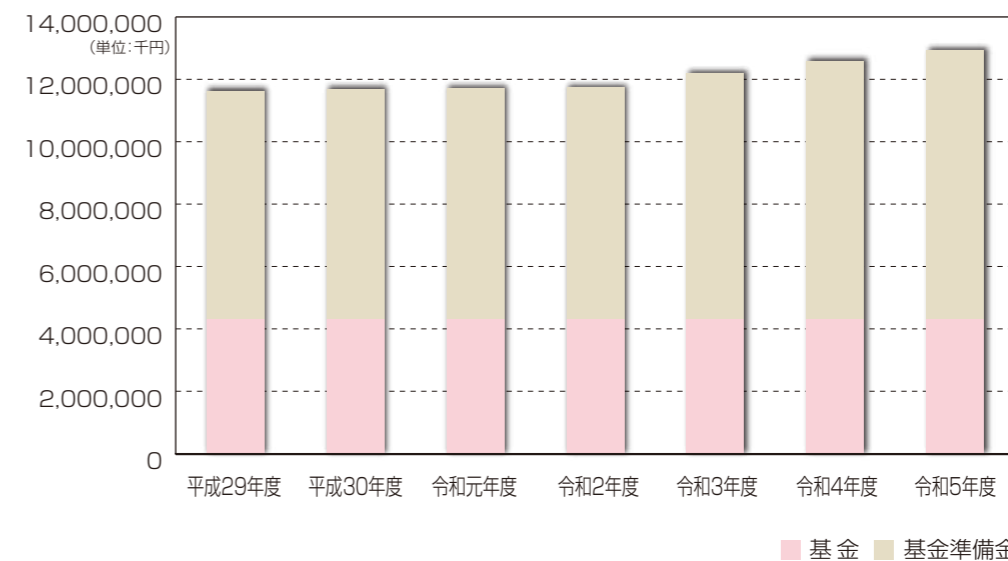


基本財産の推移

(単位：千円)

年度	基本財産	基金	基金準備金
平成29年度	11,695,006	4,343,315	7,351,691
平成30年度	11,722,101	4,343,315	7,378,786
令和元年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741
令和2年度	11,738,056	4,343,315	7,394,741
令和3年度	12,180,761	4,343,315	7,837,446
令和4年度	12,588,696	4,343,315	8,245,381
令和5年度	12,930,074	4,343,315	8,586,759

基本財産



★かちうみんのネーミング由来

中小企業者の価値(かち)を生み(うみ)出すお手伝いをし、有明・玄海(うみ)のように広く佐賀県の発展に貢献する

★かちうみんのプロフィール

身長・体重 …… サッカーボール1個分くらい
 好きな食べ物 …… おにぎり(佐賀県産の米と海苔なら最高!)
 趣味 …… サッカー観戦(サガン鳥栖の大ファン)、
 裸足で歩きまわること、大空を飛びまわること
 特技 …… 県内事業者の皆さんを支えること

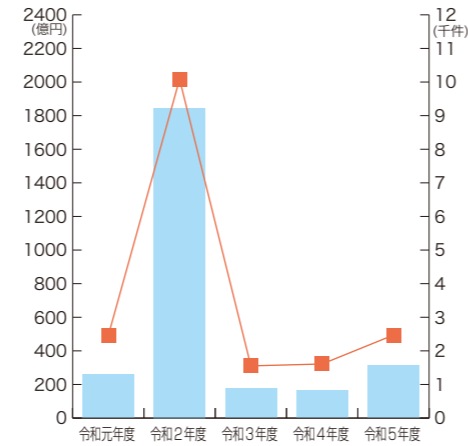


協会マスコットキャラクター「かちうみん」

信用保証の動向

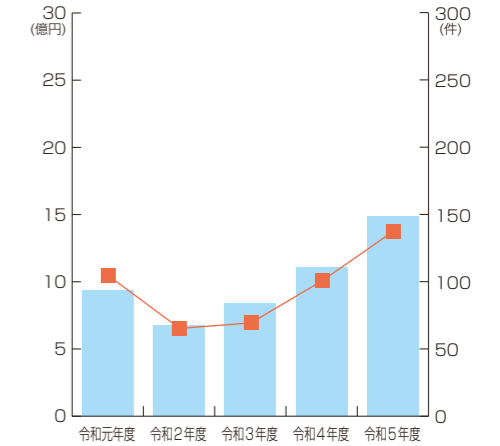
保証承諾 (単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和元年度	2,456	25,461,598
令和2年度	10,095	184,325,247
令和3年度	1,546	16,656,211
令和4年度	1,598	16,122,687
令和5年度	2,466	30,763,707



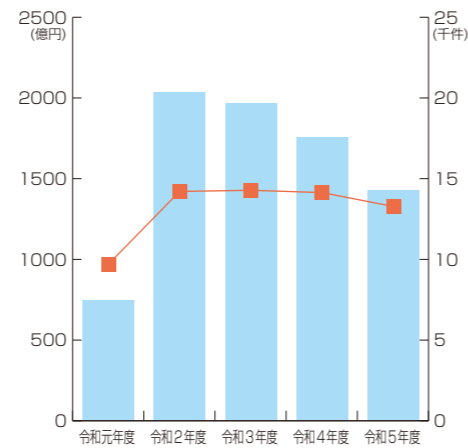
代位弁済 (単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和元年度	105	936,558
令和2年度	66	670,557
令和3年度	70	834,151
令和4年度	101	1,103,802
令和5年度	138	1,482,506



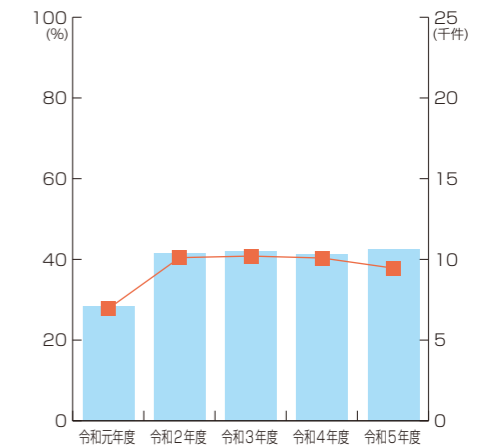
保証債務残高 (単位:千円)

年 度	件 数	金 額
令和元年度	9,723	74,391,263
令和2年度	14,184	203,475,554
令和3年度	14,262	196,358,162
令和4年度	14,120	175,183,415
令和5年度	13,241	142,717,206



保証利用企業者数

年 度	利用件数	佐賀県の 中小企業者数(※)	利用割合
令和元年度	6,923	24,423	28.3%
令和2年度	10,103	24,423	41.4%
令和3年度	10,202	24,423	41.8%
令和4年度	10,073	24,423	41.2%
令和5年度	9,458	22,383	42.3%



※佐賀県の中小企業者数:令和元年度から令和4年度は平成30年11月30日中小企業庁公表資料
(都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数[民営、非一次産業、2016年]及び市区町村別企業数[民営、非一次産業、2016年])
令和5年度は令和5年12月13日中小企業庁公表資料[都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者総数[民営、非一次産業、2021年]]

令和5年度業務実績

金融機関保証実績

金融機関	保証承諾				保証債務残高			
	当年度中				当年度中			
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	前年比
三菱UFJ銀行	0	0	—	—	1	17,096	0.0	77.4
三井住友銀行	0	0	—	—	16	390,988	0.3	60.8
みずほ銀行	1	40,000	0.1	80.0	10	254,584	0.2	52.9
りそな銀行	0	0	—	—	2	65,233	0.0	85.4
〔都市銀行計〕	1	40,000	0.1	21.6	29	727,901	0.5	59.5
佐賀銀行	528	7,390,126	24.0	220.1	4,064	51,580,710	36.1	73.6
福岡銀行	71	1,278,528	4.2	176.6	358	5,891,616	4.1	76.4
十八親和銀行	103	1,865,137	6.1	112.5	465	5,883,131	4.1	82.8
筑邦銀行	66	1,663,370	5.4	259.7	277	4,238,469	3.0	84.7
西日本シティ銀行	107	2,247,383	7.3	157.6	541	8,570,608	6.0	73.3
北九州銀行	0	0	—	—	1	1,550	0.0	72.1
〔地方銀行計〕	875	14,444,544	47.0	185.0	5,706	76,166,084	53.4	74.9
佐賀共栄銀行	606	7,272,539	23.6	302.2	2,202	20,371,123	14.3	99.7
長崎銀行	16	209,944	0.7	181.3	82	826,504	0.6	87.6
福岡中央銀行	4	103,000	0.3	147.1	5	74,981	0.1	101.4
〔第二地銀計〕	626	7,585,483	24.7	292.6	2,289	21,272,608	14.9	99.1
佐賀信用金庫	273	2,612,648	8.5	271.5	1,145	8,485,426	5.9	92.1
唐津信用金庫	146	918,933	3.0	112.0	865	6,381,585	4.5	91.8
伊万里信用金庫	92	953,019	3.1	129.5	733	7,722,671	5.4	83.6
九州ひぜん信用金庫	168	1,346,245	4.4	134.8	907	7,196,311	5.0	91.1
大川信用金庫	56	476,670	1.5	266.1	192	2,047,115	1.4	85.7
筑後信用金庫	1	4,000	0.0	133.3	4	41,426	0.0	84.0
〔信用金庫計〕	736	6,311,515	20.5	170.6	3,846	31,874,534	22.3	89.2
佐賀西信用組合	127	1,385,980	4.5	127.1	845	7,295,583	5.1	82.8
朝銀西信用組合	0	0	—	—	3	12,341	0.0	49.6
横浜幸銀信用組合	0	0	—	—	4	64,472	0.0	87.9
佐賀東信用組合	90	837,745	2.7	176.6	480	4,629,440	3.2	88.6
佐賀県医師信用組合	8	109,240	0.4	78.5	12	183,459	0.1	54.1
〔信用組合計〕	225	2,332,965	7.6	136.9	1,344	12,185,295	8.5	84.2
商工中金	2	48,000	0.2	35.3	26	489,738	0.3	74.7
〔政府系機関計〕	2	48,000	0.2	35.3	26	489,738	0.3	74.7
県農協連合会	0	0	—	—	0	0	—	—
佐賀県農協	1	1,200	0.0	—	1	1,047	0.0	—
〔農協組合計〕	1	1,200	0.0	—	1	1,047	0.0	—
合計	2,466	30,763,707	100.0	190.8	13,241	142,717,206	100.0	81.5

(単位:千円、%)

金融機関	代位弁済				
	当年度中			平残代弁率	
	件数	金額	前年比	前年度	当年度末
三菱UFJ銀行	0	0	—	—	—
三井住友銀行	0	0	—	—	—
みずほ銀行	0	0	—	—	—
りそな銀行	0	0	—	—	—
〔都市銀行計〕	0	0	—	—	—
佐賀銀行	37	650,381	206.1	0.4	1.1
福岡銀行	4	21,937	27.2	1.0	0.3
十八親和銀行	4	12,291	40.7	0.4	0.2
筑邦銀行	2	25,422	30.9	1.6	0.6
西日本シティ銀行	12	57,984	57.7	0.8	0.6
北九州銀行	0	0	—	—	—
〔地方銀行計〕	59	768,015	126.1	0.6	0.9
佐賀共栄銀行	43	437,187	263.9	0.8	2.1
長崎銀行	0	0	—	—	—
福岡中央銀行	0	0	—	—	—
〔第二地銀計〕	43	437,187	263.9	0.7	2.0
佐賀信用金庫	10	43,753	211.4	0.2	0.5
唐津信用金庫	4	13,735	15.6	1.2	0.2
伊万里信用金庫	8	65,482	58.9	1.1	0.8
九州ひぜん信用金庫	5	47,575	271.9	0.2	0.6
大川信用金庫	4	67,525	822.1	0.3	3.1
筑後信用金庫	0	0	—	—	—
〔信用金庫計〕	31	238,069	97.0	0.7	0.7
佐賀西信用組合	2	13,288	16.6	0.9	0.2
朝銀西信用組合	0	0	—	—	—
横浜幸銀信用組合	0	0	—	—	—
佐賀東信用組合	2	3,516	106.4	0.1	0.1
佐賀県医師信用組合	0	0	—	—	—
〔信用組合計〕	4	16,804	20.1	0.6	0.1
商工中金	1	22,431	—	—	4.2
〔政府系機関計〕	1	22,431	—	—	4.2
県農協連合会	0	0	—	—	—
佐賀県農協	0	0	—	—	—
〔農協組合計〕	0	0	—	—	—
合計	138	1,482,506	134.3	0.6	1.0

令和5年度業務実績

業種別保証実績

制 度 名	保 証 承 諾				保証債務残高	
	当年度中				当年度中	
	件 数	金 額	構成比	前年比	件 数	金 額
製 造 業	252	3,113,777	10.1	163.4	1,701	20,925,607
食 料 品	36	567,879	1.8	154.1	296	4,437,627
織 維 品	6	18,600	0.1	16.5	63	687,655
木 材 ・ 木 製 品	10	149,550	0.5	169.2	44	467,144
家 具 ・ 建 具	13	76,530	0.2	108.6	87	685,481
紙 工 業	3	38,000	0.1	1,266.7	27	636,136
印 刷 製 本 業	7	67,500	0.2	275.5	67	624,894
化 学 工 業	2	45,000	0.1	450.0	11	195,258
石 油 ・ 石 炭 製 品	0	0	—	—	1	2,200
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク	3	29,300	0.1	465.1	30	592,196
ゴ ム 製 品 製 造 業	1	5,000	0.0	—	4	56,290
皮 革 工 業	0	0	—	—	3	8,128
窯 業	17	144,685	0.5	773.7	249	3,399,793
機 械	24	539,020	1.8	187.5	132	2,302,139
電 気 機 器	13	129,000	0.4	118.0	69	833,379
車 両	3	170,000	0.6	850.0	16	399,055
船 舶	11	123,590	0.4	111.9	53	1,025,192
金 属	23	468,320	1.5	186.8	130	1,887,186
ソ フ ト ウ ェ ア 業	6	20,400	0.1	46.9	33	342,336
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	—	—	6	61,042
そ の 他 の 工 業	74	521,403	1.7	146.1	380	2,282,479
農 林 漁 業	2	20,000	0.1	68.3	15	129,158
鉱 業	1	19,000	0.1	—	17	485,348
建 設 業	654	7,823,277	25.4	219.5	2,979	28,812,574
卸 売 業	188	4,226,924	13.7	221.7	1,070	17,561,090
小 売 業	420	4,938,298	16.1	185.3	2,115	20,909,626
飲 食 業	195	1,246,115	4.1	193.0	1,448	9,292,273
運 送 倉 庫 業	85	2,008,753	6.5	174.1	511	10,282,130
サ ー ビ ス 業	520	5,825,083	18.9	161.6	2,779	28,613,274
不 動 産 業	121	1,425,880	4.6	231.8	475	4,833,340
そ の 他 の 産 業	28	116,600	0.4	362.4	131	872,786
合 計	2,466	30,763,707	100.0	190.8	13,241	142,717,206

(単位:千円、%)

保証債務残高		代 位 弁 済			制 度 名
当年度中		当年度中			
構成比	前年比	件 数	金 額	前年比	
14.7	75.4	27	387,694	221.1	製 造 業
3.1	78.3	2	3,308	322.9	食 料 品
0.5	71.1	1	1,379	1.6	織 維 品
0.3	64.5	4	90,600	—	木 材 ・ 木 製 品
0.5	71.3	2	37,162	—	家 具 ・ 建 具
0.4	87.5	0	0	—	紙 工 業
0.4	69.1	3	29,297	—	印 刷 製 本 業
0.1	97.9	0	0	—	化 学 工 業
0.0	64.7	0	0	—	石 油 ・ 石 炭 製 品
0.4	81.3	0	0	—	ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク
0.0	94.1	0	0	—	ゴ ム 製 品 製 造 業
0.0	5.6	4	134,998	—	皮 革 工 業
2.4	81.9	2	27,539	51.8	窯 業
1.6	58.0	5	53,389	—	機 械
0.6	71.7	0	0	—	電 気 機 器
0.3	120.4	0	0	—	車 両
0.7	90.7	3	9,340	—	船 舶
1.3	74.0	0	0	—	金 属
0.2	71.6	0	0	—	ソ フ ト ウ ェ ア 業
0.0	83.0	0	0	—	情 報 処 理 サ ー ビ ス 業
1.6	80.9	1	682	12.8	そ の 他 の 工 業
0.1	88.7	0	0	—	農 林 漁 業
0.3	91.5	0	0	—	鉱 業
20.2	86.6	26	180,126	67.9	建 設 業
12.3	77.9	12	166,336	179.8	卸 売 業
14.7	81.1	26	442,208	221.1	小 売 業
6.5	84.7	23	185,823	109.2	飲 食 業
7.2	84.6	5	28,601	32.5	運 送 倉 庫 業
20.0	80.4	15	55,731	50.3	サ ー ビ ス 業
3.4	91.7	1	20,028	—	不 動 産 業
0.6	75.1	3	15,959	827.0	そ の 他 の 産 業
100.0	81.5	138	1,482,506	134.3	合 計

令和5年度業務実績

制度別保証実績

(単位:千円、%)

制 度 名	保 証 承 諾				保証債務残高	
	当年度中				当年度中	
	件 数	金 額	構成比	前年比	件 数	金 額
(協 会 制 度)	408	8,395,662	27.3	125.1	1,221	22,236,218
特 定 社 債	9	568,000	1.8	887.5	44	1,832,000
流 動 資 産 担 保 融 資	13	338,640	1.1	80.9	15	532,066
普 通 保 証	297	5,906,526	19.2	141.4	759	11,994,489
根 保 証	5	81,000	0.3	57.4	7	137,976
追 認 保 証	0	0	—	—	0	0
特 別 小 口	0	0	—	—	0	0
経 営 安 定 関 連	0	0	—	—	33	606,187
金 融 環 境 変 化	0	0	—	—	3	25,914
創 業 関 連	0	0	—	—	0	0
長 期 経 営	0	0	—	—	1	38,000
当 座 貸 越	13	330,000	1.1	115.0	27	651,088
カ ー ド ロ ー ン	39	251,500	0.8	94.0	65	419,822
ア タ ッ ク	0	0	—	—	69	1,545,211
小 口 零 細 企 業	0	0	—	—	3	1,960
が ん ば る 企 業 5000	1	50,000	0.2	62.5	73	996,024
事 業 再 生 円 滑 化	1	12,000	0.0	—	1	12,000
全 国 緊 急	0	0	—	—	23	586,254
震 災 緊 急	0	0	—	—	0	0
経 営 力 強 化 保 証	0	0	—	—	1	19,021
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連	2	80,000	0.3	—	16	450,189
事 業 再 生 円 滑 化 保 証	0	0	—	—	0	0
T A G 保 証	23	653,500	2.1	72.7	39	1,087,607
経 営 承 継 準 備	0	0	—	—	2	137,494
危 機 関 連 保 証	0	0	—	—	19	730,409
承 継 特 別	2	32,496	0.1	18.7	9	220,751
伴 走 特 別	2	72,000	0.2	122.0	12	211,756
事 業 者 選 択 型 (国 補 助)	1	20,000	0.1	0.0	0	0
(県 制 度)	1,114	18,572,419	60.4	295.8	9,306	113,015,462
県 中 小 振 興	6	27,800	0.1	86.9	19	92,355
県 短 期	23	65,360	0.2	272.3	18	48,393
県 小 規 模 一 般	68	348,090	1.1	85.8	277	984,865
県 小 規 模 小 口 事 業	43	203,950	0.7	215.5	120	330,836
県 小 規 模 特 小	0	0	—	—	0	0
県 独 立 ・ 創 業	174	827,460	2.7	142.9	504	1,985,684
県 新 事 業 展 開 等	95	1,121,681	3.6	102.6	358	3,289,127
県 事 業 承 継	7	207,128	0.7	393.0	12	286,595
県 経 営 環 境 変 化 対 応	3	71,000	0.2	23.7	19	638,281
県 経 営 安 定 化	13	166,053	0.5	37.3	253	2,475,314
県 緊 急	0	0	—	—	54	898,405
県 緊 急 借 換	0	0	—	—	35	562,411
県 セーフティ (円 滑 化 借 換)	1	70,000	0.2	56.8	176	1,388,327
県 条 件 変 更 改 善 型 借 換	2	105,721	0.3	111.3	36	898,190
県 事 業 再 生	1	15,000	0.0	—	12	141,295
県 震 災 緊 急	0	0	—	—	3	73,405
県 企 業 経 営 力 強 化	0	0	—	—	10	304,170
県 災 害 復 旧	0	0	—	—	113	1,079,645
県 新 型 コロナ	0	0	—	—	1,789	33,739,092
県 新 型 コロナ 対 応	0	0	—	—	4,773	48,520,572
県 伴 走 支 援	678	15,343,176	49.9	531.6	724	15,265,437
そ の 他	0	0	—	—	1	13,066
(市 町 制 度)	944	3,795,626	12.3	121.3	2,714	7,465,526
合 計	2,466	30,763,707	100.0	190.8	13,241	142,717,206

保証債務残高		代 位 弁 済			制 度 名
当年度中		当年度中			
構成比	前年比	件 数	金 額	前年比	
15.6	101.5	17	285,208	101.8	(協 会 制 度)
1.3	119.1	0	0	—	特 定 社 債
0.4	98.1	0	0	—	流 動 資 産 担 保 融 資
8.4	111.2	9	67,119	36.8	普 通 保 証
0.1	69.3	0	0	—	根 保 証
—	—	0	0	—	追 認 保 証
—	—	0	0	—	特 別 小 口
0.4	87.0	3	45,374	—	経 営 安 定 関 連
0.0	98.3	0	0	—	金 融 環 境 変 化
—	—	0	0	—	創 業 関 連
0.0	100.0	0	0	—	長 期 経 営
0.5	106.0	1	42,632	—	当 座 貸 越
0.3	93.4	1	4,664	—	カ ー ド ロ ー ン
1.1	82.8	0	0	—	ア タ ッ ク
0.0	55.1	0	0	—	小 口 零 細 企 業
0.7	75.9	2	45,419	1,303.0	が ん ば る 企 業 5000
0.0	—	0	0	—	事 業 再 生 円 滑 化
0.4	97.1	0	0	—	全 国 緊 急
—	—	0	0	—	震 災 緊 急
0.0	100.0	0	0	—	経 営 力 強 化 保 証
0.3	110.4	0	0	—	事 業 再 生 計 画 実 施 関 連
—	—	0	0	—	事 業 再 生 円 滑 化 保 証
0.8	81.3	0	0	—	T A G 保 証
0.1	91.9	0	0	—	経 営 承 継 準 備
0.5	81.6	1	80,000	—	危 機 関 連 保 証
0.2	101.5	0	0	—	承 継 特 別
0.1	101.0	0	0	—	伴 走 特 別
—	—	0	0	—	事 業 者 選 択 型 (国 補 助)
79.2	76.8	109	1,178,419	148.6	(県 制 度)
0.1	93.0	0	0	—	県 中 小 振 興
0.0	308.6	0	0	—	県 短 期
0.7	100.0	4	10,839	59.1	県 小 規 模 一 般
0.2	134.5	0	0	—	県 小 規 模 小 口 事 業
—	—	0	0	—	県 小 規 模 特 小
1.4	127.4	9	25,871	550.5	県 独 立 ・ 創 業
2.3	105.9	2	23,411	152.0	県 新 事 業 展 開 等
0.2	295.4	0	0	—	県 事 業 承 継
0.4	105.2	0	0	—	県 経 営 環 境 変 化 対 応
1.7	79.1	5	103,369	199.6	県 経 営 安 定 化
0.6	89.8	3	49,439	135.6	県 緊 急
0.4	79.2	2	34,739	—	県 緊 急 借 換
1.0	71.4	1	19,839	77.2	県 セーフティ (円 滑 化 借 換)
0.6	93.4	0	0	—	県 条 件 変 更 改 善 型 借 換
0.1	92.3	1	11,280	—	県 事 業 再 生
0.1	100.0	0	0	—	県 震 災 緊 急
0.2	70.0	1	71,996	—	県 企 業 経 営 力 強 化
0.8	84.8	2	5,344	—	県 災 害 復 旧
23.6	61.1	17	305,455	102.6	県 新 型 コロナ
34.0	66.1	58	426,471	125.5	県 新 型 コロナ 対 応
10.7	711.6	4	90,365	—	県 伴 走 支 援
0.0	100.0	0	0	—	そ の 他
5.2	121.9	12	18,879	61.1	(市 町 制 度)
100.0	81.5	138	1,482,506	134.3	合 計

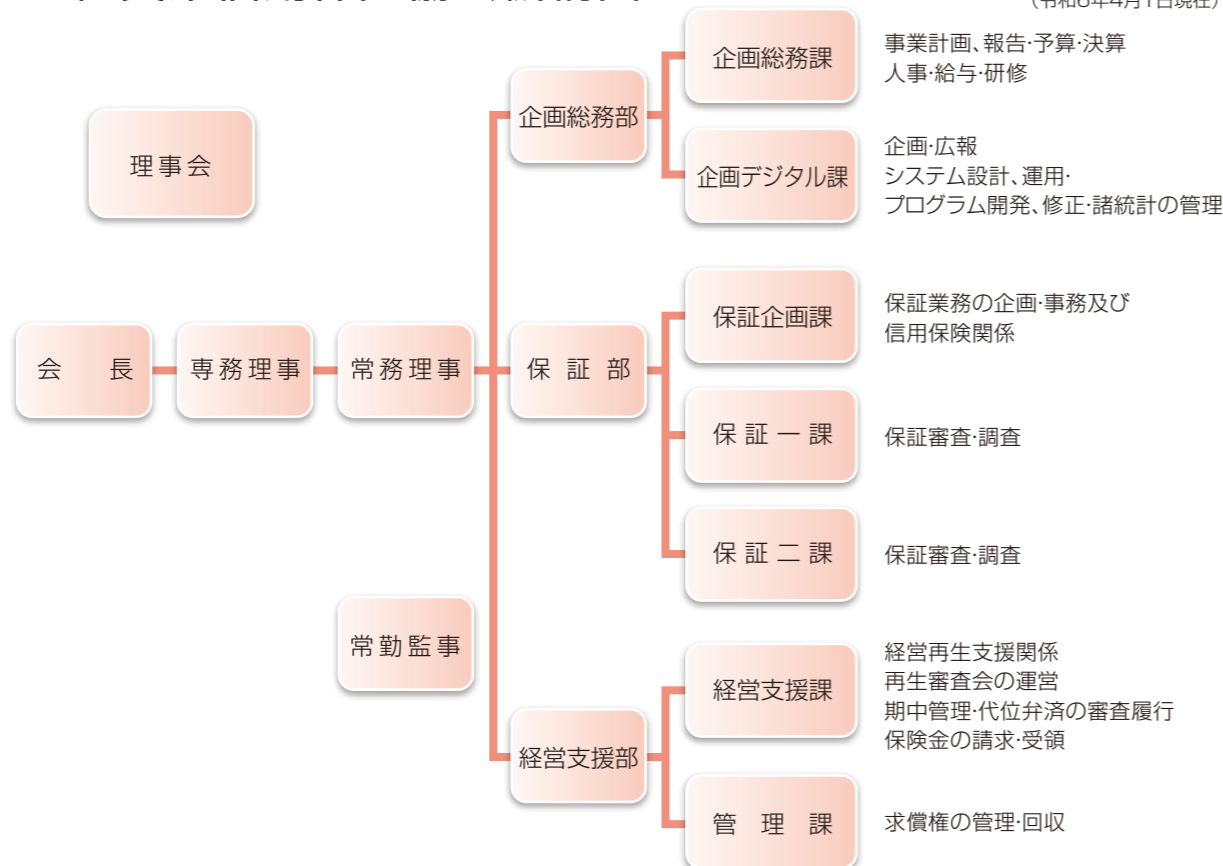
佐賀県信用保証協会役員

(令和6年6月28日現在)

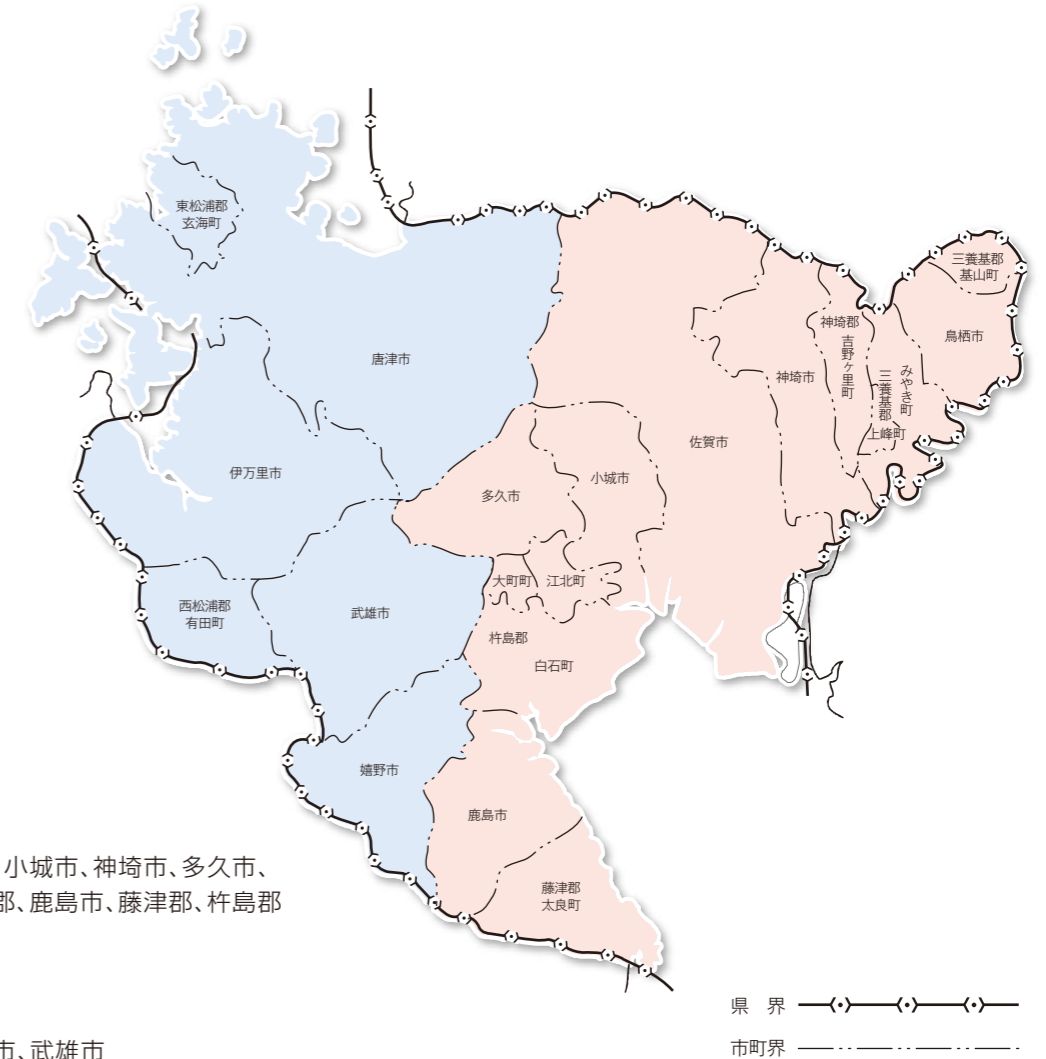
役員名	氏名	就任年月日	備考
会長	宮崎 珠樹	R5.9.1	常勤
専務理事	寺島 克敏	R5.9.1	常勤
常務理事	小林 満喜	R5.9.1	常勤
理事	井手 宣拓	R5.9.1	非常勤 佐賀県産業労働部長
理事	古川 裕紀	R5.5.23	非常勤 佐賀県議会議員
理事	坂井 英隆	R4.1.15	非常勤 佐賀市長
理事	武廣 勇平	H31.2.22	非常勤 上峰町長
理事	坂井 秀明	H30.4.2	非常勤 佐賀銀行取締役頭取
理事	二宮 洋二	H26.7.23	非常勤 佐賀共栄銀行取締役頭取
理事	坂田 慎一郎	R5.9.1	非常勤 佐賀県信用金庫協会会長
理事	芹田 泉	R5.6.28	非常勤 佐賀県信用組合協会会長
理事	胡子 文武	R6.5.15	非常勤 商工組合中央金庫佐賀支店長
理事	古園 裕久	R5.9.1	非常勤 佐賀県商工会議所連合会専務理事
理事	福岡 桂	R5.5.23	非常勤 佐賀県中小企業団体中央会会長
理事	峰 英太郎	H30.6.27	非常勤 佐賀県商工会連合会会長
理事	音成 亜美	R5.9.1	非常勤 (有)旅館あけぼの 代表取締役
理事	古賀 忠輔	R5.9.1	非常勤 聖徳ゼロテック(株) 代表取締役
理事	田島 みゆき	R5.9.1	非常勤 田島(株) 専務取締役
監事	吉田 直史	R2.9.1	常勤
監事	小野 紗矢香	R3.8.28	非常勤 弁護士
監事	松本 さざり	H30.4.1	非常勤 公認会計士

佐賀県信用保証協会機構図

(令和6年4月1日現在)



担当地区と事務所のご案内



【担当地区】

経営支援課

県内一円

保証一課

佐賀市、鳥栖市、小城市、神崎市、多久市、神埼郡、三養基郡、鹿島市、藤津郡、杵島郡

保証二課

唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡



〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)
 《代表》TEL:0952-24-4341
 《企画総務課》TEL:0952-24-4340・FAX:0952-23-3532
 《企画デジタル課》TEL:0952-24-4330・FAX:0952-24-4387
 《保証企画課》TEL:0952-24-4388・FAX:0952-24-5698
 《保証一課》TEL:0952-24-4342・FAX:0952-24-5698
 《保証二課》TEL:0952-24-4343・FAX:0952-24-5698
 《経営支援課》TEL:0952-24-4350・FAX:0952-24-5698
 《管理課》TEL:0952-24-4344・FAX:0952-29-4877

唐津連絡所
 唐津市大名小路1番54号
 唐津商工会館(唐津商工会議所内)
 TEL:0955-72-5141

DISCLOSURE 2024

◇発行年月 令和6年9月
 ◇発行 佐賀県信用保証協会 企画総務部 企画デジタル課
 ◇住所 〒840-8689 佐賀市白山二丁目1番12号(佐賀商工ビル内)
 ◇電話 0952-24-4330
 ◇ホームページ <https://www.saga-cgc.or.jp/>